

# 利益相反管理方針の概要

鹿沼相互信用金庫

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等の規定を踏まえ、お客様との取引にあたって、本方針および当金庫において定める諸規則等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もって、お客様の利益の保護を行うとともに、お客様からの信頼の向上を図るため、次のとおり、対応することといたします。

1. 当金庫は、お客様の利益の保護に関して適用される法令等のほか、当金庫において定める諸規則等を遵守し、当金庫がお客様との間で行う取引を対象として「利益相反管理」を行います。
2. 当金庫は、次に定める取引を「利益相反管理」の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - イ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ロ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ハ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) 上記（１）のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、「利益相反管理」の対象となる取引について、次に掲げる方法等により、お客様の利益保護を適切に管理いたします。
  - イ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ロ 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ハ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ニ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、お客様の利益保護を図るため、営業部門から独立した管理部署の設置および管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反取引の管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令等および当金庫の諸規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行い、お客様の利益保護に努めます。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について、定期的に検証いたします。

以 上